



◇消費者の役割「分別排出」

消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。そうすることで、リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られます。また、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準にしたがって徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

◇市町村の役割「分別収集」

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者に引き渡します。また、容器包装廃棄物の分別収集に関する5か年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出の徹底を進めるほか、事業者・市民との連携により、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担う役割を担います。

◇事業者の役割「リサイクル」

事業者はその事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、容器包装リサイクル法に基づく指定法人*にリサイクルを委託し、その費用を負担することによって義務を果たしています。また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

*指定法人……(財)日本容器包装リサイクル協会

②容器包装リサイクル法の改正

平成18年6月、リデュースをはじめとした容器包装廃棄物の3Rの推進、社会的費用の効率化、関係者の連携協働を基本的な方向として、容器包装リサイクル法が改正されました。主な改正点は以下の通りです。

容器包装廃棄物の排出抑制の促進 (レジ袋対策等)	1. 消費者の意識向上・事業者との連携の促進 2. 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入
質の高い分別収集・再商品化の推進	3. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設
事業者間の公平性の確保	4. ただ乗り事業者に対する罰則の強化
容器包装廃棄物の円滑な再商品化	5. 円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

上記のように、平成18年の容器包装リサイクル法の改正においては、リサイクルの質を高め社会システムとしての効率化を図るため、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組み(容器包装リサイクル法第10条の2。以下「資金拠出制度」という。)が創設されることになりました。

これは、市町村の分別収集・選別保管業務の質が、事業者側に引き渡す分別基準適合物の品質を通じて、事業者の再商品化のコストに大きな影響を及ぼすことから、市町村において、容器包装廃棄物の発生抑制の取り組みを進めるとともに、消費者の協力を得て異物(汚れたものを含む)の除去を徹底し、分別基準適合物の質を高めれば再商品化の質の向上、コストの削減につながり得ることを勘案したものです。

容器包装廃棄物を効果的にリサイクルするには、容器包装をきちんと分別することが必要不可欠です。しかし、消費者から排出される段階で、分別区分とは別の異物が混入していることや、食品の汚れなどが付着していることがままあり、選別作業などに費用がかかるほか、リサイクルできないものの処理費用もかかることとなります。特に、プラスチック製容器包装は、レジ袋やパック、チューブにラップ、トレイやカップなど様々な形状のものがあ、納豆などの粘着性がある食品、マヨネーズなど油分が多い食品、またキムチなど臭いの強い食品を容れたものなどが多いことから、分別や洗浄が難しく、容器包装廃棄物の質によって、リサイクルされる製品の品質やコストに大きな影響が出ます。分別排出・分別収集の段階で、こうしたリサイクルに適さないものを除外すれば、容器包装廃棄物からより品質の高いリサイクル製品を作ることが可能となるとともに、リサイクルの工程も効率化され、リサイクルに必要な費用が低減することとなります。